

保護者 様

群馬県立二葉特別支援学校長

学校で予防すべき感染症と出席停止について

このたびお子様が、学校において予防すべき感染症にかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止を指示いたします。

この措置はお子様に十分休養を与え、他のお子様への感染を防ぐためのものであり、療養中は欠席扱いをいたしません。医師からの登校許可がおりるまで学校を休ませ、ご自宅にて療養してください。なお、医師から登校の許可がおりましたら、下記の証明書を記入していただき、学校に提出してください。

出席停止期間の基準

<令和 5 年 5 月 8 日から施行>

	学校等で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19） （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快したあと 1 日を経過するまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがなくなるまで ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

注・上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡しください。

治癒証明書

群馬県立二葉特別支援学校長様

小・中 学部 年 組 氏名

病名

出席停止期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

登校許可日 令和 年 月 日 ()

備考

上記の者は、他に感染のおそれなくなりましたので登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師 印